

指定訪問看護事業所にストック可能な薬剤等の対象拡大

R4.11.09WGヒアリング 事務局提出資料

①指定訪問看護事業所にストック可能な薬剤等の対象拡大

(茅野市からの提案内容)

①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
指定訪問看護事業所にストック可能な薬剤等の対象拡大	指定訪問看護事業所への薬剤・検査キット等のストック (訪問看護の際に看護師がストック薬・検査キット等を持参可能になる)	<ul style="list-style-type: none"> ○〈患者アウトカムへの影響〉 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養者の症状の変化等に対し、即時に対応することが可能になる。 ・地域全体の在宅医療の質の担保できる（機関間格差をなくす）。 ○〈訪問看護の経営・業務効率化への影響〉 <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤等を医療機関等に取りに行く移動時間を大幅にカットすることができる。その時間を使い、より多くの利用者に対応することが可能になる。 ○〈医師への負担〉 <ul style="list-style-type: none"> ・包括指示書の運用と併せることにより、医師の負担軽減が見込める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問看護事業所が卸売販売業者から購入・保管できる薬剤は、滅菌消毒用医薬品のほか、医師の指示に基づき訪問看護を実施するため、臨時応急の処置や褥瘡の予防・処置として必要な、グリセリン（浣腸用及び外用に限る。）、濃グリセリン（浣腸用に限る。）、白色ワセリン、オリーブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水に限定されている。 ・処方箋医薬品は、正当な理由なしに、医師からの処方箋を受けた者以外に販売又は授与をしてはならないとされており、また、販売又は授与をした際には販売又は授与に関する事項を記載しなければいけない等、薬局による管理が規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条 ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百九条 ○薬事法の一部を改正する法律等の施行等について（平成21年5月8日付け厚生労働省医薬食品局長通知、平成23年5月13日最終改正） 	<p>医師の指示（包括指示）に基づき看護師が薬剤の投与を行うこととし、包括指示書内に記載のある薬剤等を指定訪問看護事業所にストック可能とする。</p> <p>※訪問看護に際し訪問看護師が持参する薬剤等の種類（想定）（いずれも室温管理の処方薬）</p> <p>①薬剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補液（体液維持剤）：3号液など ・解熱鎮痛剤：アセトアミノフェン、ロキソプロフェンなど ・緩下剤、下剤、整腸剤：ビオフェルミン、マグミット、ラキソベロン、プルゼニド、GEなど ・皮膚軟膏：ワセリン、ゲンタシン、リンデロンVG、マイザーなど ・ターミナルコンフォートセット（ターミナル期にのみ使用）：ダイアップ坐剤4mg、アンヒバ坐剤200mg×2、ナウゼリン坐剤など <p>②検査キット</p> <p>インフルエンザ・新型コロナウイルス抗原検査キット、血液検査スピッツなど</p> <p>③衛生材料</p> <p>注射針、シリンジ、点滴ルート、アルコール消毒綿、テガダームロール、ガーゼ、サージカルテープ（紙・不織布・プラスチック）など</p>

(厚生労働省からの回答)

期待する経済的社会的効果（患者アウトカムへの影響等）及び添付資料から、提案の背景の課題に対して、医師の指示のあった薬剤を訪問看護師が持参していない状況を解決する必要があるものと理解していますが、訪問先で持参していない薬剤が必要になった場合に、医療機関及び薬局において保管する薬剤を医療機関及び薬局の従事者が持参するなど、地域における医療機関や薬局、他職種（医師、薬剤師等）との適切な連携体制を整備することにより、期待する効果を得ることは可能と考えられることから、まず地域における連携の体制について検討する必要があると考えます。また、訪問看護事業者が卸売販売業者から購入可能な医薬品は滅菌消毒用医薬品のほか、臨時応急の処置や褥瘡の予防・処置に必要な白色ワセリン、グリセリン（浣腸用）等に限られているところですが、衛生材料についてはあらかじめ保管しておくことが現在でも可能です。

なお、ご提案のように指定訪問看護事業所に薬剤等をストックする場合は、処方箋をどのように交付し、誰が調剤するのかについて整理が必要と考えます。